

大東亞建設民族人口資料三八

昭和十七年四月十五日

邦人海外發展史略說

(第一分冊)

厚生省 人口問題研究所

B50.41
90
1-38

M93A05
28

は し が き

東亞共衆圏に於ける内地人人口配置計画の調査研究に關し、邦人海外
發展の歴史を按じ之に徴するの必要不可欠なるは多言を要せず。本稿は
鳩詠濱野秀雄の執筆にかゝり、邦人海外發展史に關する調査研究の
一部を、極力簡潔平易に取纏めしめたるものにして、一応版印刷に附し
参考に資せんとするものなり

昭和十七年四月十五日

厚生省 人口問題研究所

目次 (第一分冊)

はしがき

序説

一、 明治以前に於ける邦人の海外発展

日本の對外膨脹線

八幡船の朝鮮、支那沿海に於ける活動

八幡船の南方進出

豊臣秀吉の業績

豊太閤の雄図

朱印船の南方進出

南洋日本町

西歐人の植民地経営と日本人

寛永鎖國令

南洋経営潰滅の原因

二五

二四

二二

一八

一三

一一

一〇

九

六

一

一

一

近代邦人海外發展史總説

時代別大観

二九

移民政策の變遷

三五

移民渡航者數

四一

渡航地別移民渡航者數

四八

移民歸國者數

五五

移民渡航者年令別及男女別

五七

初渡航及再渡航別移民渡航者數

五九

移民渡航者職業別

六〇

在外本邦内地人數

六三

在外邦人の内地送金

六九



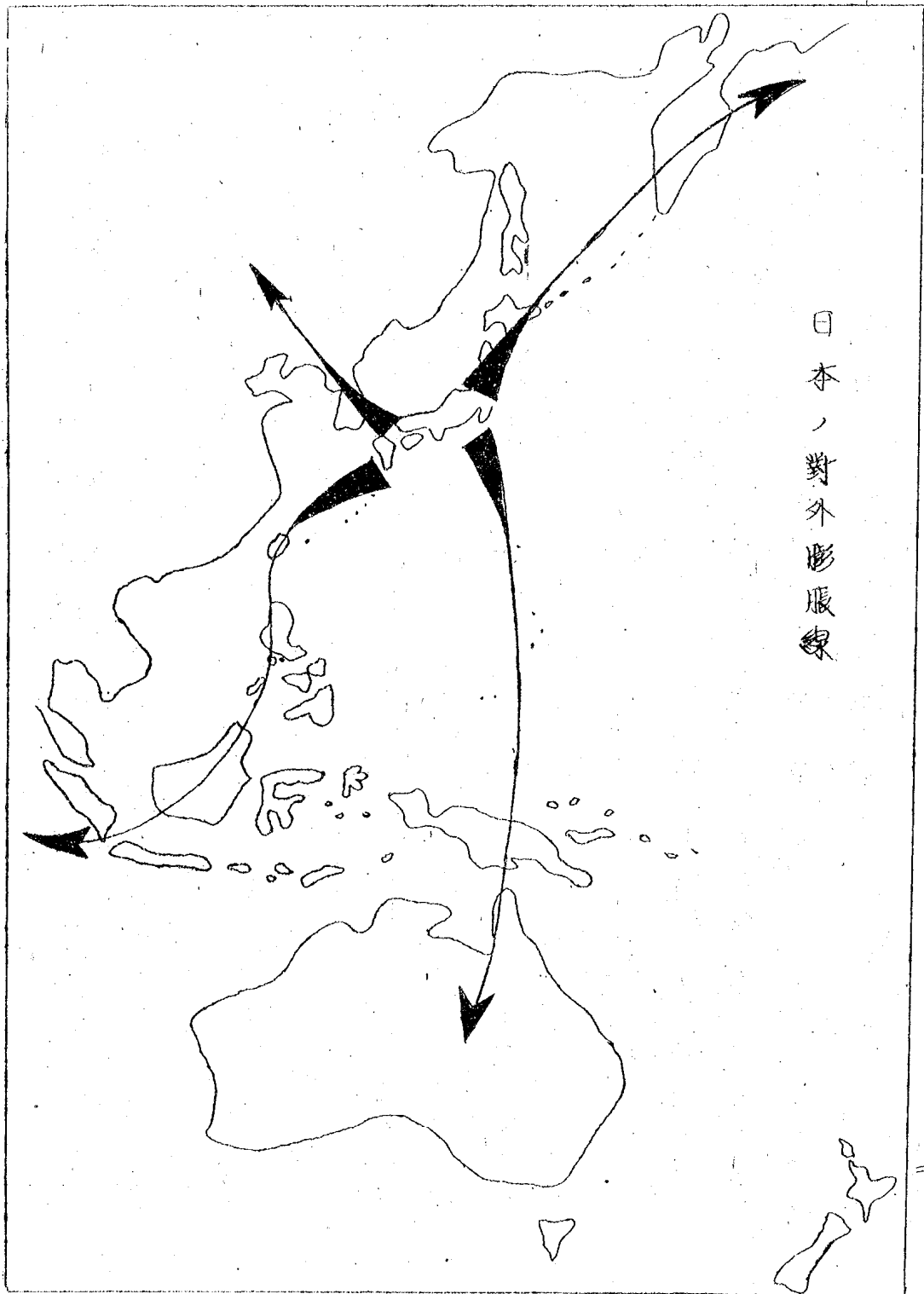
邦人海外發展史略説

序 説

一 明治以前に於ける邦人の海外發展

日本の對外膨脹象

日本は四面海を以て圍まれ、然も亞細亞大陸に邊縁して点々基布する地理的地區から言へば、その對外膨脹象は古來柯北の方向へも進んで行かれる申分のない思慮を有してゐる。今こゝに明治期以前の大和民族の膨脹象としては、北よするものと、南下するものとを區別することが出来るが、北に向ふものにも、更に西北を指すものと、東北に進むものとの二つがある。西北を指すものは、本州西端より朝鮮半島を經由大陸に働さかけるものであり、又東北に向ふものは、樺太若しくは千島列島を經由することによつて、遙かにオホーツク海、ベーリング海方面に至らんとするものであつて、何れも東亞大陸を自指すものである。南方に伸



日本ノ對外膨脹線

びんとする線も、之亦東南に走るものと、西南に向ふものとの二つに分
たれるが、その内東南に進むものは、伊豆七島、小笠原諸島の一連の飛
石橋ひに北回帰線を越えて、マリアナ、カロリン諸島を極め、進んでニ
ーゼニアより濠洲に達する線であつて、又西南よりするものは、琉球、
台湾、比律賓より東印度諸島を経て、印度洋に出でんとするものである。
然し、安政元年（皇紀二五一四年）開国に至る迄の日本では、その太
平洋側の外廓にある東北、東南の西膨脹線は、殆ど等閑に附せられ、幕
府及び諸藩の統制は、千島では得撫島以東には及ばなかつたし、樺太は
ロシア人の南下するが儘に放棄せられてゐたし、又伊豆諸島以南の水面
に至つては全く日本の國力は及ばなかつたのである。斯様の状態であつ
たから、我が華國以来明治に至る迄の永い時代を通じて、大和民族の膨
脹の針路となりたるものは、殊る二つ膨脹線に限られてゐた。その朝鮮半島に向ふものは、
半島の背後地に及ばんとする所謂大陸政策となり、又その薩南の島々から大陸に沿つて南下
するものは、赤道直下の豎綫の世界に至らんとする海洋政策となつて現

はれた。

我が國史の上の日本海の役割は、二十世紀に至る迄は第二次的であつたといつてもよいのであつて、我が國が大陸の日本海岸に確實にその據点を得て、日本海環の活動期を開いたのは、日露戦役以後否更に正確にいへば滿洲國建國以後の事に屬するといはねばならぬ。此故に我が國の對外交渉の一切は、その和戦何れの場合に於ても、西北・西南のこの西膨脹線の上の於てのみ、即ち東支那海の周辺又はその通過線上に於てのみ行はれ來つたのである。

西北膨脹線に於ては、我が國は神功皇后の三韓御征伐以來任那シムナに日本府を用いて、三韓に勢力を漲り、以後六百年の永きに亘り之を保護し來つたのであるが、當時に於ける日本の実力は未だ不十分で、日本府は半島に割據する列國均勢の手によつて僅かに維持せられたるに過ぎぬ有様であつた。而して欽明天皇の二十三年（皇紀一三三二年）遂に任那日本府は敢無くも新羅のために滅されてしまつたのである。之より百年

の久しきに亘り、我が國は日本府の恢復に努めたが、其の目的は達せられず、天智天皇の御代に至り、終に半島經營を棄て、全く之を撤退し、以後は國防を嚴にし、國內の整備に全力を注ぐことゝなつた。然し一方遣唐の使節は頻りに東支那海を往復した。この文通上の關係には時に断絶があり、盛衰があつたけれども、唐代から宋代に至り、継続されて元寇の時に迄及んでゐる。

西南膨脹線に於る發展

勇敢進取の氣象に富める我が國民の海外發展精神が最も兎事に煥發せられたのは、文永、弘安の役に於て元軍の未討を撃攘して國民的意氣と實力の漸く横溢し來つて鎌倉時代末期より徳川時代に至る三百年間であつて、更にそれは西南膨脹線に於て行はれ、然もこの西南膨脹線は、當今所謂大東亞國の企域に亘つてゐるのであつて、今日の雄渾壮大なる大東亞建設の華々しき序曲は既にこの時代に於いて我々の祖先によつて奏じられたのである。

八幡船の朝鮮、支那沿海に於る活動

鎌倉時代に入つてから我が商船の支那に赴くことが、次第に頻繁となるにつれ、邦人の海洋思想は大いに飛躍し、それと共に西國の辺民の高麗や元の沿岸を劫掠することが漸く起つて来た。それは海外貿易を力によつて解決しようとする積極的行動であつた。而してその嚆矢には、常に八幡大菩薩の旌旗を懸してゐたので八幡船の名で呼ばれてゐるが、その進出に脅かされた朝鮮や支那では、之を呼ぶに倭寇の名を以てしたのである。彼の國人の所謂倭寇なるものは、高麗史高宗十年（貞應二年、皇紀一八八三年）四月に、「倭寇金州」とあるのが初見とせられ、大體後堀河天皇の御代頃から起つたものと見られるが、その盛となつたのは文永、弘安の役後のことであつて、八幡船の逞しい活動は、元及その手先となつた高麗が再度日本に未寇せるに對する國民的報復からも起つたのである。後に倭寇の猖獗は遂に元及び高麗兩朝滅亡の原因ともなつた。元が滅びて明が國を建て、高麗に代つて李朝が半島を統治するこ

ことなつたが倭寇の侵入は止まらなかつた。高麗用の末年半島の沿岸を頻りに侵した倭寇の勢力は次第に支那沿岸地方に伸び、遼東から、山東、江蘇、浙江、揚子江沿岸から更に福建、廣東方面に迄及んだ。八幡船敵の勇敢なる行動に抗し得ない明と朝鮮は何れも屢々使者を我が國に送つて倭寇の禁止を要求した。足利義滿は異等との國交を開き、貿易の利を占めるために、その要求に応じて西海の海寇を禁壓したから、義滿一代の間我が倭寇の勢力は著しく衰へた。然るに次の義持は父義滿が臣と稱して明と通文した失態と漸ら、武然之を斬つたから、倭寇は再び盛んとなり、應永十六年（皇紀二〇六九年）には雷州半島の西方東莞の北岸の要港廉州を陥れ、同十八年には海南島西岸の昌化を陥れてゐる。かくて日明の國交は断絶したが、永享四年（皇紀二〇九二年）義教の時に至り、又使者を明に遣ふこととなり、永享天文十六年迄百十餘年間遣明使の派遣と共に勘合貿易が行はれたから、我が倭寇の侵掠は殆ど絶えたもの如くであつた。然るに勘合貿易が廢止された天文十六年から永祿九年

に至る二十一年間に海寇の侵掠が猛烈を極め、彼等は舟山列島を始め揚子江口附近の島嶼を足場として、主として浙江、江蘇の両省を荒し、南方へ下つたものは福建、廣東兩省海岸の各地に及んでゐる。

当時の海寇には數十人乃至数百人の小群もあつたが、中には數千人に及ぶ大規模なものもあつた。併し是等多數の海寇が卷く日本人であつたかといふに決してさうではない。支那沿岸の海賊や流民の群が之に合流するものが夥しかつた。当時倭寇とは抹するも、眞の倭は「十中の一」、或は「十中の三」に過ぎなかつた。されどたとひ「十中の一」でも「十中の三」でもすべて日本人を首魁として活躍した。明の賊徒を倭と抹することと一種の誇りを感じ、倭寇の名によつて民衆を恐怖せしめ、官軍を威嚇する手段ともしたのであつて、一方明の政府も自國民の暴乱とすより、外寇倭寇として強調する方が、軍費の調達、守兵の徵募其他國防の強化の上により効果的であるといふ事情もあつたと思はれる。海寇が劫掠をなすに當り、到る處で狼藉殘虐を極めたことは明の史籍に

散見するところであるが、寧ろそれは全く虚妄なる宣傳であつて、これも残忍性に富んだ明の賊徒の倭と称するもの、所業に外ならないと見るべきである。

当時海寇として進出した日本人は、薩摩、肥後、長門の出身者が最も多く、大隅、筑前、筑後のものが之に次ぎ、豊前、豊後、和泉のものも交つてゐたといはれる。此頃の日支交通路としては、中國路と南海路とがあり、前者は攝津の兵庫と起点として、瀬戸内海を西下し、博多に寄港して肥前の五島を経、東支那海を横断して浙江省の寧波に至るものがあり、後者は和泉の堺を起点とし、土佐沖を通過して薩摩の坊ノ津に寄港し、それより東支那海を横断して寧波に至るものである。海寇がこの二つの航路に沿ふ諸國の出身者であつたことは興味深きことである。

八幡船の南方轉進

上述の如き所謂倭寇の支那沿海發展は、その後明の嘉靖末年に於て愈大猷、戚繼光等によつて一時掃蕩されたため、我が國の冒險者達は、西

南膨脹線をなほも南方に延長して、南支那海環を圍む大陸の沿岸と、その島嶼とにまで彼等の活動の舞臺を廣むるに至つたのである。即ち台灣や呂宋島、安南方面が盜に我が海寇の劫掠を受けることゝなつた。殊に呂宋島は殆ど年々倭寇に襲はれ、そのカガマン地方では日本人が海岸に城寨を築いて根據地としたことさへあつた。恰度この頃から比律着諸島に勢力を扶植するに至つたスペイン人は倭寇の襲來に備へて海外に城寨を設け、又船隊を整へたのである。元龜元年（皇紀二二三〇年）スペイン船隊が呂宋島に達し、マニラに於て呂宋島占領を宣言した時、同地には既に日本人二十名が先住してゐた。

豊臣秀吉の禁寇

豊臣秀吉の天下統一の歩の進むや天正十六年（皇紀二二四八年）「諸國海上賊船の穢は堅く御停止成さるし」との布告を出し、海外への倭寇は一切禁止せしむることゝなつた。足利時代以來朝鮮、支那、南洋方面へと遠征を試みつゝあつた倭寇は、此に武力的進出と平和的商業の両面を備

へてみたのであるが、今や國內の政治的統一の完成するや、こゝに勇壯
闊達な商人の活躍に變つて行つたのである。

豊太閤の雄圖

豊臣秀吉は國內統一の事業を成就して後、極めて雄大な海外經略を志し、西北、西南の兩膨脹線上に大いに活躍せんとし、大膽極りない大陸、海洋の兩大政策を樹てたのである。正に今日の大東亞建設を豊太閤は既に計画しつゝあつたのである。秀吉は、朝鮮、琉球、台灣、呂宋などに使者を發して入貢を促した。その証明の計画は、既に九州の島津征伐に先立つて描かれてゐる。東亞新秩序を樹立せんとして自論んだ一聯の計画の一翼として具体化せるものが朝鮮出兵であつた。秀吉の氣宇は東亞の全面を覆つてゐたのである。その大陸出兵を以て無名の兵であるとの議論が江戸時代の儒者の間に行はれたが、秀吉は支那に対して、對等な貿易を要求し、平和的文渉を以て之が實現を期したのであるが、支那が之に応ぜざる爲め、已むを得ずして武力に訴へることになつたのである。

る。即ち秀吉は天正十五年九州征伐の際に、我が辺海の民に命じて、私貿易を禁じ、海賊行爲に出ることを厳しく取締つてゐる。これは従来支那が我方に要求せし倭寇の禁制を行ひ、私貿易を禁止したのであつて、我方から支那に対して充分の誠意を示したものである。然るに我方の誠意ある交渉にも拘らず、支那は之に応じない爲め、干戈を執つて起ち、朝鮮に於て明と衝突するに至つたのである。然るに志業実現にして罷去し、折角の壯途も空しくなれる如く見ゆるも併しこの壯舉によつて我が國民の海外雄飛の気運が益々旺盛となつたことを看過してはならない。更に秀吉は單に朝鮮、支那のみならず、印度、フィリッピン等をも悉く皇化に浴せしめんとする大抱負と統一ある計画を有してゐた。印度に対しては、天正十九年七月、印度の副王即ちポルトガル領印度「ゴア」總督より送り來つた書に対し、返書と裁して入貢を促した。又同年九月同様の書翰をフィリッピンに贈つてその服屬を促した。當時フィリッピンはスペインが植民地として経営してゐたのであるが、日本からも亦來往

する者が少くなかつた。文祿元年原田孫七郎は秀吉の書を携へて到着した。二回目は原田喜右衛門を使者として送つた。マニラ大守は心中大いに憤つたが、結局は時日を遷延して解決を後日に譲るの策に出るの外はなかつた。呂宋と交渉最中、秀吉は文祿二年書を台湾に与へてその入貢を促してゐる。

以上秀吉の雄圖について述べたが、この頃はたゞに秀吉のかならず、諸大將は何れも海外に驥足を伸ばさうとしてゐた。當時のこの氣運に東いて我が邦人は遠く南方に發展して行つたのであつた。

朱印船の南方進出

豊臣秀吉の採つた上述の如き政策はいづれも太平洋に於ける制海權を確保せんとするものと言へよう。彼は先づ海上權を支配し、以て平和な貿易と營まんとしたのであつた。かくの如く彼は一面よく對外貿易の利益に着眼し、それまで盛に行はれてゐた倭寇の海外進出を抑へ、これを統制し、商人達の通商を保護奨励した。

矢線八宋印船發展航路
黑底ノ部分ハ八噶喇發展區域



文祿元年先づ京都、堺、長崎の商人に海外渡航許可の朱印状を下附した。之が所謂朱印船貿易の起原である。この朱印船制度始まりは室町時代諸侯の出した御印判船に求められるものであり、それは印判を所有した船が、国内のいづれの港にも自由に出入することを許可したものであった。秀吉は之を転じて遠く海外に渡航して貿易を営む商船に与へることにしたのである。

秀吉の事業と受継いだ家康は平和外交、自由貿易を標榜した。慶長六年先づ安南、呂宋に書翰を送って私親外交の意圖を傳へ、朱印船制度と改めたことも通告し、朱印状を携へた日本船は保護し、朱印状を携へないものには通商を許可せざるやう求めた。同様な関係を慶長八年東埔寨トンボダイ、十一年には暹羅、占城チヤウ、田蔴ディンと結んだ。

かくして朱印船制度は確立し、一方には海外貿易に参入する大商人や大名その他外國人と幕府の統制下に保護し、他面外國に対しては平和な通商を保証することにしたのである。尔来朱印船は年々南洋に渡航し、

慶長九年から元和二年に至る十三年間に海外に渡つた朱印船の数は一八
三隻に及んでゐる。岩生成一氏の研究によれば、鎖國に至る迄その頃海
外に出た同胞の延人員總数は十万人以上と推定せられ、その中
概りに五分の人員が渡航先に踏留つたとすれば、南洋各地に移住した同
胞の数は五千人位となり、一割とすれば、一万人位となるが、御朱印船
時代以前の渡航者及び幕府諸大名の切支度宗祿壓が尤重せらるゝに伴ひ
信徒の海外に追放せられたる者、其他逃避者などにも合算する時は、南
方移住者の總数は七千乃至一萬と推計して差支ないものと見られる。

朱印船の渡航先は、台湾、澎湖島、南支那沿岸、印度支那、馬來半島
から南洋一帯にかけて極めて廣大な範圍に及んで居る。南支方面では漳
州（福建省にあり）、マカオ、印度支那半島方面では安南、東寮、文趾
、柬埔寨、暹羅、^{パプア}太泥、マシツカ、南洋諸島ではルソンが最も多く、そ
の他ボルネオ、モルツカ諸島などである。更に印度のゴアに到つたもの
もあり、遠いところでは大平洋を横断してメキシコに渡つたものもある

之等の諸地方に年々朱印船を派遣して貿易を行つた船主は、京都、堺、伊勢、長崎などの大商人が最も多く、京都の角倉了以、茶屋四郎次郎、摂津の末吉孫左衛門、長崎代官末次平藏、長崎の荒木宗太郎、伊勢大柴の角屋七郎兵衛などが最も有名である。

朱印船が南方に渡航して營んだ貿易は我が國に産する銀、銅、鉄、硫黄、樟腦、絹工品、食料品等をこれらの地方にもたらし、その地方で得られる支那の生糸、絹織物、印度方面の綿織物、歐洲産の毛織物類、南洋各地の産物としては黄金、硝石、鉛、皮革類、染料用蘇方木、香料、薬品等を積載して歸國した。これらの輸入品は衣料品、軍需品その他生活必需品として、何れも其の頃國內で需要の多い商品であつた。

徳川幕府の外交方針は一に平和通商にあつたので、朱印船による渡航者も、渡航地に於て、又海上に於ても徒らに事を構へてヨーロッパ人と衝突することはなかつた。然し彼等は海外にあつて、決してヨーロッパ人を恐れ、その横暴に對して屈服してゐたのではなかつた。彼等のため

に不法な處置と受ける時は、断乎起つて之を徹底的に膺懲する気概を示したのである。然し斯様に邦人が南方に於いて輝かしい發展をなしつつあつたにも拘らず、時として西政人のために、受身的立場に置かれざるを得なかつたことを考へなければならぬ。それは家康のつた極めて消極的な自由貿易、平和通商にその一つの原因を有することも否まれぬ。割海權の掌握を無視せる貿易のみの發展は、終に力強い邦人の發展を劃することが出来なかつたのである。

南洋日本町

八幡船による私貿易の時代から朱印船貿易の時代にかけて我が國民の海外發展は最も高潮に達した。これ等日本人の南洋に於ける居在の形態は、日本人のみ特定の地域に集団をなして一部落を形成する場合と、諸外國人の間に雜居して分散生活を営む場合とがある。前者の場合が日本町と云はれるもので、比律賓のマニラ市東南郊のデイオラとサンミゲル、文趾のフエフオとツーラン、柬埔寨のピニマルトとポンペン、及び

日本人町ノ分布

● 日本人町所在地
○ 日本人居住都市



暹羅のアユチヤトあつた。後者の場合即ち外國人の間に分散雜居してゐた所は、殆ど南洋の全要地に亘つてゐて、台湾、澳門、東京を始め、モルッカ諸島のアンボyna島、バング島、テルナテ島、チドリル島、及びセレベス島よりボルネオ島の西南、スマトラ島の東部、ジマバ島のバタビヤとバンタム、馬來半島のマラツカ、パタニ、リゴール等の諸地で、更に遠く印度に迄拡大してゐた。斯くの如く当時日本人の分布地域は、僻陬の地にまで及び、今日所謂大東亞國の全地域に亘つてゐたのである。これらの日本人は当時我が國內に於ける社会経済上の再編成過程の進展と政治的に反映せる豊臣時代より徳川時代への転換期に於ける一種の過剩人口としての失業武士の渡航以外、町人経済の發展の結果、海外に赴く朱印船関係者の残留する者、更に鎖國への重大なる契機となつた基督教徒の追放せられたる者等から成つてゐた。

これら日本人町に於ては大体自治が許され、殆ど外法權さへ認められてゐたものゝ如く、町の行政は有力なる日本人を統領に仰いで行はれてゐ

た。比律濱マニラの日本町は元和頃三千人の日本人が居住し、暹羅アム
子マの日本町も寛永六年頃には在任日本人は少くとも二千人に及び、そ
の他の日本人町にも夫々数百人の邦人が居住してゐたものゝ如くである

西欧人の植民地経営と日本人

西欧人が太平洋上に現はれ、南洋各地に次第にその植民地侵略の歩を
進めつゝあつた頃、海外にあつた日本人は屢々彼等の横行に反抗して之
を懲ました。そのために日本人は頗る勇壯な民族として彼等の驚嘆し
畏怖するところとなつた。死を顧みずして勇敢に戦ひ、又敵の手中に陥
る時は潔く切腹して東てる日本人の面魂は南洋各地の原住民やアラビア
、印度、支那などの商人には到底見ることの出来ないものであつた。然
るに當時の在外邦人は普後に強力な國家権力の後楯を有しなかつた爲めに
、徒らに西欧人の植民地侵略に駆使せられ、その手先利用せられたる
ことのみ亦否み得ないことであつた。即ちヨーロッパ人はその植民地の開

扱ひ當り、或は要塞の守備の爲めに、又は相互の覇權の爭奪に際して、日本人を傭兵に用ひ、その武力に頼つたことが少くない。マニラ在住の日本人は屢々スペイン人に雇はれて従軍し、或は外征に、又は内乱の鎮定に功を樹てた。斯様に改人の軍事的行動に参加して功勞があつたばかりでなく、又その貿易事務や植民地開發事業にも参加して大きな役割を果したのも、伶俐にして敏捷な國民性が充分に發揮されたからである。既にポルトガル人は日本人を奴隸として擯出し、その植民地經營の爲めに使用してゐたが、オランダ人も亦多数の日本人を雇入れて勞役に服せしめた。商館の使用人となつたものもあり、建築、土木等の諸工事に従事したものもあり、又森林の開發や、鑛山の發掘の仕事に参加したものとある。總てこの方面に於ける彼等の植民地開發と經營の爲めに日本移住者が果した役割は極めて大きなものであつたといふことが出来る。又暹羅や交趾、柬埔寨などの日本町に在留してゐた日本人が改人の貿易の爲めに援助を與へ、又仲買商人の役割を果したことも注目される。

寛永鎖國令

上述の如く、日本人は南洋各地に於いて、或は集団的な町を作り、或は分散雑居して、軍事的に経済的に、華々しい活躍を示した。然るに寛永の鎖國令はこれら南洋各地の日本人の活躍を全く萎靡せしめたのみならず、發展途上にあつた國民海外飛躍の氣勢を一舉に揮壓してしまつたのである。海外居留日本人と故國との連絡は完全に遮断せられて、彼等は母國より遺棄せられ、人的、物的の補充は全く杜絶した。この事は東印船貿易を通じて母國との聯絡を緊密に保ちながら、生活してゐた在留日本人にとって誠に致命的であつた。各地の日本町はそれより急速に衰滅し、それ迄約三百年の長きに亘り吾々の祖先が海外に活躍した遺跡は今日全く其の跡を絶ち知る由もない状態となつた。

尔来二百有余年、國民は僅か一軍の島國に跼蹐して世界の耳目からは隔絶せられ、この間世界の大局は一変し、列國の植民活動乃至は移民運動が活潑に行はれ、その結果地球上の陸土は、アフリカの暗黒大陸を除

いとは殆ど以て白人諸國の間に分割せられて終ひ、一方日本人後退後の南洋には、支那人が折柄の明末清初の國內の紛糾を避けて盛に流入し、彼等は各方面一帯に遍在蟠居して經濟上不拔の勢力を果くに至つた。

徳川鎖國令の國策としての当否に就いては種々の議論が在するが、鬼も角之に依つて我が國民が可惜海外發展の機会を逸し、假令その間鎖國に依つて獨特の江戸文化を完成し得たとは云へ、輝かしい民族膨脹の前途を一時空しく塞いでしまつたことば何としても遺憾のことと言はねばならぬ。

南洋經營潰滅の原因

南洋日本町は大体に於て、江戸時代の初期、元和、寛永の頃に於いてその産出の極点に達したが、鎖國後は邦人の南洋經營は急速に潰滅を見るに至つたことに就いては、その原因は徳川の鎖國方策即ち移民禁止方策のみに歸し得ないものがある。即ちその植民地的經營の方法に於て誤があつたことを否定し得ない。移植民の第一の要諦とされる農業的植民地

經營の如きは終止全く用却されてゐた。土地に深く根を張らない移民であつたから、一度鐵國令が下るや、象牙火の如く忽ちに跡方もなく消え去つた。結局所謂日本町を作つたが、日本村を営まなかつたことが最大の缺陷であつたと言ひ得よう。又殆ど男子のみの移住で若幼男女家族を擧げての移住ではなかつた。従つて鐵國前に於て既に永住的傾向が稀薄であつたのも当然であつた。家族を伴はない移住民の常に失敗であることは幾多尸史の事實によつて明かである。その對蹠的な例証はアングロサクソンの北米移住と、スペインの南米植民である。往昔の邦人の南洋移住はその方法に於いて後者に似通つたものがあつた。

次には、日本人移民の殆ど全部は朱印船による通商貿易に従事するものであつたことである。母國を相手とするものであるから、移住地の國內産業に従事するものよりも、基礎が脆弱であることは争はれない。然るも母國が鐵國を行つたのであるからその経済的衰退は当然である。

次には当時南方發展の日本人は強力な資本力を缺いてゐたことである

。当時の欧人が強大な國家の背景と大なる資本力との二拍子を揃へて東洋貿易に従事せるに對し、哀れにも、この二つの力を共に缺いた日本人は既にその敵ではなかつた。

又邦人移住者が在在地の政治的紛争に捲込まれることが多かつたといふことである。即ち日本人が軍人として頗る好適の性質を有してゐた處に、移住先の戦争に参加し、従つて死傷者多く、又危惧の念を國人に抱かせるといふ不利があつた。

それに又、これを統率する偉大なる人物がなかつたこと、海外移住民の團結が薄弱であり、不統一で聯絡を缺いてゐたことなども、日本人植民地を覆微に陥れた原因であつたと見ることが出来る。斯様な状況で折角發展した南方の根據地を喪失せねばならなかつたことは、實に遺憾の極みといはねばならぬ。

二 近代邦人海外發展史總說

時代別大觀

鎌倉時代末期より勃興し、元和、慶長の頃隆昌の極に達した邦人の海外發展は真に史上曠古の盛觀を呈したが、徳川幕布の鎖國政策により一時中断の已む無きに至つた。これを前期の邦人海外發展とすれば、後期の海外進出は明治以降に始まつた。

即ち、二百餘年鎖國の夢醒めて、明治の大政復古となるや、

畏くも 明治天皇は

「萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富穡ノ安キニ置カ
ンコトヲ欲ス」

と宣はせられ、明治新政の國是を明かにし給ふた。茲に於て國民の海外渡航は再び勃興し、近代的意味に於ける海外移民が開始せられたのである。故に後期の邦人海外發展史は未だ僅か七十五年の歴史に過ぎない。

之を移民史的立場より観る時は、この比較的短い期間に於いて、その時々の内外の情勢の變化に伴つて幾多の變遷を重ねた。

我が移民七十五年史の本流を貫くものは、布哇移民（明治元年—同三十三年）、北米移民（明治三十四年—同四十年）、及ブラジル移民（明治四十一年—現在）であつて、昭和七年以降は滿洲開拓民が極めて喫緊の時務として一日も忽にすべからざるものとなるに至つた。而してこの枝流として南洋移民を明治後期以降に見ることが出来る。

明治以後の我が近代移民史はその主流によつて尤の三期に大別される。

第一期 布哇移民時代

（明治元年—同三十三年）

一、移民創始時代

（明治元年—同十七年）

二、官約移民時代

（明治十八年—同二十七年）

三、移民會社活躍時代

（明治二十七年—同三十三年）

第二期 北米移民時代（自由渡航時代）

（明治三十四年—同四十年）

第三期 南米移民時代

（明治四十一年—昭和九年）

一、移民制限乃至放任時代

(明治四十一年——大正十年)

二、官民協力時代

(大正十年——昭和九年)

第四期 國策移民時代

(昭和十年——現在)

第一期布哇移民時代は明治元年の第一回布哇移民の渡航より同三十三年布哇移民の禁止に至る迄で、その間約四万の邦人移民が布哇に渡航した。明治元年布哇甘蔗園行第一回移民として一五三名の邦人が布哇へ渡航した。然し其等の移民は風俗習慣の差異、言語不通等で殆ど失敗に歸し、翌二年には四十名の帰國者を出した。其後布哇行移民は暫く中絶の狀態にあつたが、明治十四年布哇王の末朝に次ぎ同十七年日布移民条約航海條約の締結あり、その結果同十八年再び九四三名の邦人移民が布哇へ渡航した。之が所謂官約布哇移民の始めて、明治二十七年迄移民事務は政府の直営事業として行はれた。爾來明治三十三年布哇が米國の一州となつて、契約移民が禁止される迄移民會社の活躍が續いた。日清役後の好況により海外發展の氣運興隆し、爲めに移民會社が續設せられ

政府も亦明治二十九年には移民保護法を制定して、その保護指導取締に當ることゝなつた。戦後の活況を反映して、明治三十一年には布哇へ一万餘、加奈陀、濠洲へ各千、翌三十二年には布哇へ二万三千、北米へ三千、加奈陀へ一千七百、南米最初の移住者としてペルーへ七百九十、その他合計三万一千餘人が渡航した。明治三十一年布哇は米國に併合せられた。三十三年布哇が米國の一州となるや、米國の移民法がこゝにも適用されることとなり、之が爲め従來の契約移民はその入國が禁止せられ、移民のみならず移民會社も亦大打撃を蒙り、續々解散の已むなきに至つた。然しその残存會社は南洋の比律賓、中南米のメキシコ、ペルー方面に活路を見出すこととなり、その内比律賓へは明治三十六年に一千五百人、三十七年に一千六百人を送出した。

布哇行契約移民が禁止された後は、邦人は北米に自由渡航する様になり、布哇よりの轉航者と内地よりの直接渡米者とは夥しい數で北米に殺到した。在米邦人の數は明治三十五年には僅か六千人であつたのが、明

治四十年には八万九千人に達した。その頃渡航者の風采及教養上の缺陷、布哇耕主の悪宣傳により、俄然米國人の非難を買ひ、邦人の激増は益々その不評を高め、且つ將來に於ける邦人の發展を忌み、之を懼れて遂に澎湃たる排日運動が起されるに至つた。こゝに於て明治四十年日米紳士協約が締結されて、我が政府は米國行移民を制限することを餘儀なくされた。翌年カナダも同様日本移民制限につき日本政府と協定を結んだ。斯くの如く邦人の北米移住は僅々数年の歴史に過ぎない。この第二期の北米移民時代は自由渡航の方法によつたから、一に自由渡航時代ともいはれる。北米排日の結果、一時メキシコ渡航熱が旺盛となり、明治三十九年には五千人、四十年には三千八百人の邦人が契約移民としてメキシコへ渡航した。

北米で入國を阻止された本邦移民は眼を南に轉じて南米に向ふことゝなつた。かくて明治四十一年の最初のブラジル移民として八百名の契約移民が、又ペルーには二千八百名の移民が渡航した。爾來漸次南米移民

の増加を見、こゝに南米移民時代を現出して最近に迄及んだ。此間にブラジルの十八万を始め、ペルーの三万其他を合せて二十餘万の邦人が南米に移住した。又この期間に六万餘の邦人が南洋に發展した。内四万は比律賓移民である。南洋は距離も近く邦人の發展地として好適の地であるに拘らず著しい發展を見るに至らなかつたのは、同地方の特殊事情の爲め大量移民、契約移民を送出し得ない理由があり、邦人拓殖事業や商業に附随する自由移民の形式をとるの外なかりし爲である。

明治四十一年日米紳士協約締結後我が政府は移民制限乃至放任の極めて消極的な態度を執り、何等特殊の政策並施設を持たなかつた。唯僅かに特記すべきは、大正六年政府は移民取扱業者の合同を勸奨して海外興業株式會社の創設を斡旋したることである。次で大正十年政府は同社に補助金を交付してその事業を助成することになつたのを轉機として、その移民政策は積極的保護奨励の方針に轉じた。之より以後を官民協力時代と名づける所以である。

昭和六年滿洲事變勃發して滿洲國が創建せらるゝや、翌七年より滿洲移民が國營事業として行はれ、昭和九年にはブラジルが日本移民の入國を制限するに及んで、茲に我が朝野一般移民問題に對する關心が深められ、海外移民國策の重要性が再認識せられ、強調せらるゝに至つた。故に昭和十年以降を國策移民時代と呼ぶのが適當である。昭和十一年時の内閣は滿洲開拓民計畫を重要國策の一項目として採用し、之に二十箇年百万戸滿洲開拓民送出計畫が樹立せられ、翌昭和十二年度より実施された。

移民政策の變遷

我が國の近代移民運動は明治開國と共に開始せられ、明治年間に於ては殊に同後半期に於ける日清日露兩戰役の戰勝氣勢はその都度國民の海

外渡航熱を昂揚したが、國民の間には移民は棄民なりとして之を卑賤視する思想が久しい間流布せられ、移住者自身も亦單なる出稼勞働の目的を以て海外に渡航する者が多かつた。右は徳川三百年の鎖國政策の情勢により國民の移植民思想が甚しく遲れたると、一方又この時代に於て國內産業は發展途上にあつて、人口吸收力も相當にあり、國民の海外移住を促す急迫せる事情が未だ存せざりしに因るものである。

斯の如き狀勢の下に於て、明治年間に於ける國民の海外移住は全く國民の自發的活動に委され、政府としては殆ど何等の獎勵指導の方策を持たなかつた。唯僅かに、政府は明治二年當時窮狀に陥れる第一回布哇移民團救濟の目的を以て布哇へ使節を派して善後處置を講じ、明治十七年には布哇に於ける邦人移民の需要に應じて日布移民條約を締結し、翌十八年より同二十七年に至る十年間政府自ら移民事務を直接管掌し、十九年には移民取扱業者取締の爲め移民保護法を制定したことを擧げ得るに過ぎない。明治四十年日米移民問題が益々紛糾し来るや、我が政府は

遂に同年十二月三十一日の所謂日米紳士協約によつて自発的に我が對米移民を制限する方針を執るに至つて、その移民政策は一層消極的となり、爾後大正初年迄この状態が續いた。

然るに、世界大戰を契機とする經濟界の異常なる変動に伴ひ、我が國にも各種の社會問題が発生し、こゝに人口食糧問題に關聯して海外發展の必要が強く提唱されるに至つた。斯くり如き機運に際會して、先づ政府は大正六年當時存在せし諸移民會社の大合同を勸奨して海外興業株式會社の創を斡旋したが、それは實に聽て來るべきその後の積極的移民政策への第一歩であつた。

然し政府の移民政策に明瞭なる轉換の現はれたのは大正十年である。我が國內地に於ける農耕地面積は、明治時代から大正十年迄は年々著しい増加を示したが、大正十年の六百十六万二千町歩を記録面積として、以後は逐年遞減の傾向を示し、又農家一戸當りの耕地面積は大正十一年迄は毎年増加を示したが、同年度の一町一段一畝三步を最高として、以

後漸減の趨勢を辿るに至り、こゝに於て既に人口過剩の爲め集約的經營の極度に行はれてゐる農村の人口收容力に之以上の餘力のないことが明白なる事實となり、農村に於て増加せる人口は都市に流入して、都市職業問題を一層紛糾せしむるに至つた。政府も斯くの如き事情に促され、遂に従來の消極主義を捨てて、邦人移住に好適し、且之を收容し得る地方に對しては邦人の移住を積極的に奨励すること、以その方針を轉換することとなり、大正十年より政府は相當の豫算を計上して内務省社會局をして移植民奨励に關する事務を取扱はしむることとなり、同年先づ海外興業株式會社に補助金を交付して、民間に於ける移植民宣傳施設を助成するの端緒を開き、これより所謂官民協力時代が現はれた。即ちこの年は我が國の移民政策が消極主義より積極的保護奨励主義に移つた劃期的なる記念すべき年である。

更に大正十二年からは、政府豫算中に正式に移植民奨励費目なるものが繰入れられて、政府自らも海外移住の宣傳を行ふこととなり、尙從

兼海外興業株式會社が移民より徴收せし手数料をこの年全廢せしめて、その代り同報償金を交付することゝなし、又同年関東大震災罹災者にしてブラジルに移住する者に對して船賃を補助し、翌十三年からは、一般ブラジル行移住者に對し、渡航船賃の金額補助の途を聞くに至つて、移民の保護奨勵は愈々その本格的軌道に乗るに至つた。而して同時に、海外思想の普及、移民船中に於ける保護教養等にも一層徹底を図ることゝなつて、移植民の保護奨勵指導に關する今日の体系は略々この頃に整備された。

大正六年海外興業株式會社の創立により移民取扱業者の統一を見たる後、政府は更に各府縣海外協會其他の民間移民團體に對しても積極的に保護助成する方針を執り、漸次官民協調の氣運を作り束つたが、昭和二年政府は従来の労働移民の外に相當の資本を携行する自作農移民の進出を図る目的を以て、新たに海外移住組合法を制定し、同法に基いて各府縣を一單位とする海外移住組合が漸次全國各府縣に設立された。又その

中央機關として海外移住組合聯合會を、ブラジルに於ける代行機關としてブラジル國法に據るブラジル拓殖組合を夫々設立し、ブラジルに於ける事業は昭和四年より開始された。

斯くの如き移殖民保護奨勵時代の波に乗つて移民渡航者の数は次第に増加したが、政府は移民の素質を一層改善する目的を以て、昭和三年三月神戸に移民收容所を開設し、これによつて従來の所謂移民宿の弊を除き、同所に於てブラジル行移民を出發前約十日間無料收容して移民の教養、訓練、保健上の諸施設を実施するに至つた。昭和四年には拓務省が新設されて、我が外地の各都行政を統一すると共に従來内務省社會局が主として取扱ひ來つた國內に於ける海外移民に関する事務をその所管事項となし、世論の後援する海外發展を政府に於ても一層力癩を入れることとなつた。神戸移民收容所はその後昭和七年神戸移住教養所と改稱せられ、昭和八年一月からは南洋方面移住者の爲め、長崎にも移住教養所が開設された。更に昭和七年九月より、一はその頃漸く深刻化する農村

不況救済の爲め、一は一層海外移住を奨励する爲め、政府はブラジル移民者に對し、渡航費の外支度金を交付することとなつた。

以上は今次大東亞戦争勃發前に於ける我が移民政策の變遷の大要であるが、戦争以來我が海外移民は何れも中絶の甚むなきに至り、この機に際し、移民政策の再検討と重大轉換が要請されてゐる。

移民渡航者数

明治元年より昭和十二年に至る七十年間に於ける邦人海外渡航者總数は六十一万人で、其中移民渡航者数は六十餘萬人と見られる。外務省の海外渡航者許可数に移民非移民別が採用されたのは明治三十一年以降で、明治三十一年より昭和十二年迄の移民渡航者總数は五十九萬一千餘人である。

海外渡航者数 (一)

(自明治元年至同三十年)

年次	男	女	計	年次	男	女	計
自明治元年 至明治八年	四、二六六	三七一	四、六三七	同二十年	三、九八六	七四九	四、七三五
同九年	六〇八	一〇一	七〇九	同二十一年	五、四〇四	一、一四八	六、五五二
同十年	八六四	一三八	一、〇〇二	同二十二年	六、三三三	一、四四九	七、七七二
同十一年	九〇七	二二三	一、一四〇	同二十三年	六、四七七	一、六八九	八、一六六
同十二年	七八八	三四五	一、一三三	同二十四年	一〇、九三九	二、六八九	一三、六二八
同十三年	一、〇一二	四九八	一、五〇〇	同二十五年	八、六四三	一、五七五	一〇、二一八
同十四年	七二九	三三八	一、〇六七	同二十六年	一、六二四	二、〇四五	一三、六八九
同十五年	七九三	四八一	一、二七四	同二十七年	一四、四二六	二、三一〇	一六、七三六
同十六年	八六五	五二五	一、三五〇	同二十八年	一八、〇三三	四、三七八	二二、四一一
同十七年	一、二八二	二七二	一、五五四	同二十九年	二四、一六三	三、四〇二	二七、五六五
同十八年	二、九四八	五一三	三、四六一	同三十年	二〇、八二四	三、〇三三	二三、八五七
同十九年	三、三一五	六九二	三、〇〇七	合計	一四八、二〇九	二八、九六四	一七七、一七三

(外務省海外渡航許可数並其の調査に係るものによつて)

海外渡航者数

(一)

(自明治三十一年至昭和十年)

(昭和十年非移民は台湾籍民を除く)

年次	移民		計	非移民	海外渡航者總数
	男	女			
明治三十一年	一〇、五二四	一、八六九	一二、三九三	二〇、九〇四	三三、二九七
同 三十二年	三〇、二四六	五、六三二	三六、〇四八	一四、五六六	五〇、六一四
同 三十三年	一九、三七二	一、八三二	二〇、六五四	一八、七三四	三九、三七八
同 三十四年	六、二五七	五一〇	六、七六七	一六、六四五	二三、四一三
同 三十五年	一三、〇五三	七五七	一三、八一〇	一九、〇五六	三一、八六八
同 三十六年	一三、二五五	九〇三	一四、一五九	二〇、三七〇	三四、五二九
同 三十七年	一三、一〇七	七一五	一三、八二二	八、八五八	二一、六八〇
同 三十八年	三、三三五	五〇四	三、七三九	一五、三九八	一九、一三七
同 三十九年	七、三一八	七二八	八、〇四六	五〇、四九〇	五八、五二六
同 四十年	九、一五七	一、四二八	一〇、五八五	三二、七四五	四三、三三〇

年次	移		民		非移民	海外渡航者總數
	男	女	計			
同 四十一年	三、一〇九	一、三五四	四、四六三	一六、六九二	二一、一五五	
同 四十二年	九七六	一、二三四	二、二〇九	一三、四一四	一五、六二三	
同 四十三年	四、〇四二	三、六七三	六、七一五	一五、一八四	二一、八九九	
同 四十四年	四、〇二三	三、七五一	七、七七四	二二、一七六	二九、九五〇	
大正 元年	一〇、六〇二	五、九二八	一六、五三〇	二五、七二四	四三、二五四	
同 二年	一〇、六四七	五、九三四	一六、五八一	二七、五〇三	四四、〇八四	
同 三年	一〇、二〇五	五、六二一	一五、八二六	二七、七四四	四三、五七〇	
同 四年	七、三三一	五、三五四	一二、五八一	三一、一一〇	四三、六九一	
同 五年	九、三五四	五、四〇五	一四、七五九	二九、四五八	四四、三一七	
同 六年	一五、一六二	八、二〇七	二三、三六九	三七、〇〇五	六〇、三七三	
同 七年	一四、八四三	八、三五三	二三、一九五	三八、八八八	六二、〇八三	
同 八年	一一、〇三三	七、二一一	一八、二四四	四一、九四三	六〇、一八七	

同	同	同	同	同	同	同	昭 和 元	同	同	同	同	同	同
八	七	六	五	四	三	二	元	十	十	十	十	十	九
年	年	年	年	年	年	年	年	四	三	二	一	年	年
一五、九一九	一一、四三〇	七、〇五四	一四、一三〇	一六、三三〇	一二、五〇二	一一、七三五	一〇、五五五	七、〇七七	七、八八四	五、七二二	八、七四七	八、一七	七、六三二
一一、三九八	七、六〇八	三、三三〇	七、六九九	九、三七四	七、三四八	六、三〇六	五、六三九	二、六一九	五、三二四	三、一一三	四、一三二	四、八二七	五、九〇九
二七、三一九	一九、〇二八	一〇、三八四	二一、八二九	二五、七〇四	一九、八五〇	一八、〇四一	一六、一八四	一〇、六九六	一三、〇九八	八、八二五	一三、八七九	一一、九四四	一三、五四一
一五、一三四	一一、七二九	一六、七六〇	一六、五五〇	一一、二八六	一四、一五八	一三、一七六	一一、四三四	一、四八〇	一三、九三四	一六、〇二二	一七、五三三	二二、六九六	四三、〇六六
四二、四五二	三〇、七五七	二七、一四四	三八、三七九	三七、九九〇	三四、〇〇八	三一、二一七	二八、六一八	二二、一七六	二七、〇三二	二四、八四七	三〇、四一一	三五、六四〇	五五、六〇七

年次	核		計	非核民	海外渡航者總數
	男	女			
同 九 年	一六、四一九	一、六六八	二八、〇八七	一三、七二八	四一、八一五
同 十 年	六、六五四	四、一五九	一〇、八一三	一六、七四八	二七、五六一
同 十 一 年	六、九六九	四、一五〇	一一、一一九	一六、八九九	二八、〇一八
同 十 二 年	七、〇一一	三、六八二	一〇、六九三	一三、七三一	二四、四一四
自明治三十一年 至昭和十二年 合計分	四〇六、八九七	一八四、四〇四	五九一、三〇一	八四一、六五八	一、四三三、九五九
自明治元年 至昭和十二年	一、六一〇、一三二				

右表の如く、明治元年以後十年間に海外に渡航したものの約六千名で、其後数年間は毎年約千名の海外渡航者があり、明治二十年前後には数千となり、日清戦争前後には國民の海外渡航熱が勃興して其數急激に増加し、毎年一、二萬乃至三萬を算するに至り、特に三十二年には五萬の海外渡航者があつた。それは其の前年布哇が米國に併合せられ結果、將米契約移民禁止となるべき形勢を察して同年一時に夥しい布哇行移民が

出たのによるものである。同年の移民渡航者数三萬六千で、之は移民出國数の今日迄の最高記録である。日露戦後には再び海外渡航者激増の勢を示し、三十九年には五萬八千、四十年には四萬三千の海外渡航者があつた。之は移民にあらざる一般渡航者の激増に因るもので三十九年の如きは非移民渡航者数の現在迄の最高記録を示し、其の數五萬に達した。明治四十年十二月の日米紳士協約、四十年二月の日加協約の結果、我が政府は北米行渡航者に制限を加ふることとなり、其の影響を蒙つて其後數年間海外渡航者總數は毎年一、二萬内外に其内移民渡航者は數千名に減退した。然るに大正元年より再び其數は増加し、以後移民渡航者は略々毎年一、二萬内外を示し、特に昭和八年には二萬七千、昭和九年には二萬八千に達したが、昭和十年以降には伯國移民制限の影響で一萬一千に激減した。一方年々一萬數千の非移民渡航者があつて、海外渡航者總數は一ヶ年三、四萬名を算してゐる。

渡航地別移民渡航者数

明治元年以後今日に至る迄の移民渡航者数は概算六十餘萬人と見られ、ること既述の通りであるが、其の目的地域別概数は南米二十一萬及布哇二十萬、北米（米國、加奈陀、メキシコを含む）約十五萬、南洋約六萬である。右の北米渡航者は直接渡航せる者のみの数であるが、之以布哇より米國及加奈陀へ轉航せる者を加算すれば、其数は約三十萬に及ぶ。

明治三十二年以降主要渡航地別移民渡航者数

（昭和五年以降布哇、米國渡航者は移民として加算されぬことなつた）

年次	布哇	米國	加奈陀	メキシコ	秘露	伯國	比律賓(カラム)
明治三十二年	三、九七三	三、一四〇	一、七二六	一	七九〇	一	一、二
同三十三年	一、五二九	七、五八五	二、七一〇	一	一	一	五
同三十四年	三、一三六	三、二	一	九五	一	一	八

同三十五年	一四、四九〇	七。	三五	八三	一	一	七七
同三十六年	九〇、九一	三一八	一七八	二八一	一、三〇三	一	三、三一五
同三十七年	九、四四三	六四〇	一五九	一、三六一	一	一	三、九三三
同三十八年	一〇、八一三	七一四	一九六	三四六	一	一	四三七
同三十九年	二五、七五三	一、七二五	四四二	五〇、六八	一、二五七	一	七一
同四十年	一四、三九七	三、七一一	二、七五三	三八三二	八五	一	一七六
同四十一年	三、四五五	一、五八五	六〇一	一	二、八八〇	七九九	一四三
同四十二年	一、三二九	七七七	二八一	二	一、三三八	四	一七〇
同四十三年	一、七一一	九三六	五三八	五	四八三	九一一	三九六
同四十四年	二、五九五	一、九六三	八二〇	二八	四五六	一	五九六
大正元年	四、七三二	三三七八	一、〇三五	一六	七一四	二、八五九	六八九
同二年	四、二七六	四三八一	一、二七〇	四七	一、二二六	六、九四七	九三〇
同三年	三、一八七	五、五五三	一、三八四	三五	一、一三二	三、五二六	七八二
同四年	三、〇五五	五、四九八	七七八	一九	一、三四八	三九	四六八

年次	布	蛙	氷	國	加	奈	陀	メ	ギ	シ	コ	秘	露	伯	國	比	律	賓
同五年	三、六四三	五、七六一	一、〇五五	二二	一、四三九	三五	一、〇二九	一、〇二九	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇
同六年	四、一一一	六、四五七	一、三二六	五三	一、九四八	三八八三	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇
同七年	三、〇二四	六、三〇六	一、七八〇	一、三三八	一、七三六	五、九五六	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六	三、〇四六
同八年	三、〇八八	六、二七三	一、七六四	六四	一、五〇七	三、七三二	三、七三二	三、七三二	三、七三二	三、七三二	三、七三二	三、七三二	三、七三二	三、七三二	三、七三二	三、七三二	三、七三二	三、七三二
同九年	三、七八九	五、九五九	一、三七一	五三	八三六	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇
同十年	三、二一五	四、三三一	一、一六三	六九	七丁七	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇
同十一年	二、九六〇	三、五五八	一、〇三三	七七	二〇二	九八六	九八六	九八六	九八六	九八六	九八六	九八六	九八六	九八六	九八六	九八六	九八六	九八六
同十二年	二、一一二	二、六一七	六四八	七八	三三三	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七	七九七
同十三年	二、一六三	四、〇六四	一、一〇三	七六	六五一	三、六八九	三、六八九	三、六八九	三、六八九	三、六八九	三、六八九	三、六八九	三、六八九	三、六八九	三、六八九	三、六八九	三、六八九	三、六八九
同十四年	四八五	二八九	九七九	一六〇	九二二	四九〇八	四九〇八	四九〇八	四九〇八	四九〇八	四九〇八	四九〇八	四九〇八	四九〇八	四九〇八	四九〇八	四九〇八	四九〇八
昭和元年	六三六	三四四	一、〇〇九	三二六	一、二五〇	八、五九九	八、五九九	八、五九九	八、五九九	八、五九九	八、五九九	八、五九九	八、五九九	八、五九九	八、五九九	八、五九九	八、五九九	八、五九九
同二年	一、五二六	三七〇	一、〇六二	三一九	一、二七一	九、六四五	九、六四五	九、六四五	九、六四五	九、六四五	九、六四五	九、六四五	九、六四五	九、六四五	九、六四五	九、六四五	九、六四五	九、六四五

同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	計
二六五	一一九									一六五、一〇六
三〇六	二二六									八七、八四八
一〇五〇	四三〇	一三七	一〇六	九八	九一	一〇五	五七	八二	一〇九	三一、二八三
三五三	二四九	四三四	二八三	一四九	八五	八〇	五三	六二	六五	一四、三四八
一四一〇	一五八五	八三一	二九九	三六九	四八一	四七三	八一四	五九三	一六六	三三、五三五
一一、〇〇二	一五、五九七	一三、七四一	五、五六五	一五、〇九二	二二、二九九	二二、九六〇	五、七一四	五、三五七	四、六七五	一八三、二三七
二、〇七六	四、五三五	二、六八五	一、一〇九	七四七	九四一	一、五四四	一、八〇二	三、八〇九	三、八七六	四八、九〇〇

右に依れば明治三十二年以降昭和十二年迄の渡航地別邦人移民渡航者数は伯國十八萬二千人、布哇十六萬五千人、米國八萬八千人、比律賓四萬八千人、秘露三萬二千人、加奈陀三萬一千人、メキシコ一萬四千

人の順位となるが、之を明治初年以降について見る時は、布哇及米國には右以前の渡航者を加算する必要があり、其の時は右三大渡航地への移民渡航者数は布哇が約二十萬人で第一位となり、伯國が十八萬三千人で第二位、第三位の米國は略々九萬五千人と推算される。以上は孰れも直接渡航者の数であるが、右の他、日露戦争前後に於て米國へ約四萬人、加奈陀へ数千の邦人が布哇より轉航した。

尚、最近十三年間ニ於ける移民渡航者数を全渡航地別について見る時は右表の通りである。

最近十五年間渡航地別移民渡航者数

地方	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	大正十三年	大正十一年
總數	二〇四、〇〇〇	百八三、六〇六	七三、三七	一五、三三	一〇、三八四	三、八九	二五、七〇四	九、八五〇	六、〇四	一六、七五	一〇、六九六	三、〇九八	八、八八	七九七	八八天
ブラジル	四、六五五	五、三三三	五、七四五	三、九〇〇	三、九九〇	五、〇七〇	五、三三三	三、三三三	一五、三三三	三、〇三三	九、六五五	八、六五五	四、九八	三、六九九	七九七
ペルー	一、六六六	五、三三三	八、一四四	四、七五五	四、八八八	五、〇〇〇	七、九九九	八、八八八	十、五五五	一、四四四	二、三三三	一、二五〇	九三三	五五五	三三三

蘇聯邦	キューバ	サルバドル	パナマ	加茶陀	メキシコ	米 國	パラグアイ	ウエネズエラ	コロンビヤ	ウルグアイ	チリ	ボリビア	亜爾然丁
二五九	五		二七	一〇九	六五		一五〇	二	一		一一	二二	三〇七
三九七	九		三二	八二	六二		一八八	五	二		一七	三三	四〇
三三三	五		一四	五七	五三			二	一〇五		一三	一六	二〇一
一、三三〇	九	二	三	一〇五	八			三	二		九	一三	二二
一〇九五	五		一	九	八五					二	七	六	一五五
一〇九六	一		七	一九八	一四九					二	八	一五	三三九
一三三八	六		六三	一六	二二二			五	二	一	三〇	一一	三六三
一五三	三七		三九	一三七	四三四		一		四	五	四〇	六	四八九
八八四	二九		二四	四三〇	二四九	三三六			五九		三三	二二	四三〇
七八〇	三七		九	一〇五〇	三三三	三〇六					一三	五	三八七
八九六	四五		天	一〇六二	二九	三七〇					一八	五	二六三
五三	一三七		一八	一〇九	三二六	三三四					五	一	一八三
一〇八	一三七		四	九七九	一六〇	二八九					三	一	一三
三三九			四	一、一三	七六	四、六四					四		六
一、四四〇			六	六四八	六八	三、六七					六	二	六六

地方	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	大正十三年	大正十二年
比島及 グアム	三八六	二八九	一八三	一五〇	九四一	七〇七	一〇〇九	二六五	四三三	二〇七	二六〇	二九七	一〇五	五四六	四〇
蘭領 東印度	一三一	一四四	三九九	三五一	四八八	五三三	四四七	五五八	三〇七	一九二	二四八	二二	一六九	七五	八
英領馬來及 海峽植民地	四〇	五三九	六五	五九	三三	五五	五四九	八五	五三	四三	四五	四〇	四七	一五二	五
英領北婆羅洲 及サラワク	一七八	一三四	二二〇	一七四	一三三	六四	五八	九七	三〇	一〇六	三四	八三	五	六	三
英領印度	一一	一七	四〇	四三	四七	八三	一〇六	七一	五二	六	五	三七	三六	一七	一
英領香港 及蘭領澳門	五〇	一一八	一九三	二七	七三	四六	六三	一〇〇	四九	七	一九	七	一九	二	五
佛領 印度支那	六	二	一八	三三	五	七	一五	一八	三三	六	四	六	四	五	七
シヤム	三	一〇	二四	三五	二	七	一〇	一六	三	四	二	五	四	一	一
濠洲	三三三	二二三	九三	一五	五	九三	三四	七五	二七	二七〇	一三九	一三九	二五〇	二二	五
佛領 カレドニア				四	二	六	一八	三〇	一七	五	三	九			
英領 トロン						二	五	一							
佛領 タフ					四	一		四							

移民歸國者数

外務省の歸國移民員数統計は米國、布哇、加奈陀については明治四十年以降、黒國、其他南米諸國については大正十四年以降について作成された。即ち九の通りである。

歸國移民員数表

年次	米國	布哇	加奈陀	メキシコ	パナマ	ブラジル	ペルー	アルゼンチン	チリ	計
自明治四十一年至大正十七年	五五、九一九	四、四六七	一、二七五	一	一	一	一	一	一	一〇、九三二

英領フィジー	布哇	英領ニカラガ	エチオピア	其他
一	一	二	一	一七
一	一	四	一	一六
一	一	一	一	四一
一	一	一	一	八
一	一	二	一	一三
二	一	一	四	八
一	一	二	一	七
一	一	一	一	六
四	一九	一	一	一〇
九	二九五	一	一	三
四	五三六	一	一	一
三	六三六	一	一	二
一	四八五	一	一	一
一	三、一五二	一	一	一
六	六、一三	一	一	三

年次	米	國	布	哇	加	奈	陀	メ	キ	シ	ロ	ハ	ナ	マ	ア	ラ	ジ	ル	ペ	ル	ア	ル	ゼ	チ	リ	ン	計
大正八年	二、六八六	四、六二二	一、八一七																							一、八一七	
同九年	二、三二一	六、六九九	二、〇九九																							二、〇七六	
同十年	一、〇五九	六、三五九	一、四三七																							一、八七四	
同十一年	八、五二〇	四、六八二	一、二一〇																							一、四四一	
同十二年	六、三五六	三、三三三	一、二九六																							一、〇七八	
同十三年	八、一七三	三、〇一四	一、三九二																							一、二五七	
同十四年	八、二〇六	三、七九七	一、六三八																							一、四九一	
昭和元年	八、一八一	三、九五九	一、六一〇																							一、四五六	
同二年	七、八八七	四、三三〇	一、六五七																							一、四七五	
同三年	七、九七〇	三、八三九	一、五五九																							一、五〇四	
同四年	七、三三六	三、七三三	一、四八七																							一、四〇七	
同五年	八、〇二二	三、九九九	一、四二五																							一、五四三	
同六年	六、七六六	三、五三八	一、四一四																							一、三九五	
計																										一、三九五	

計	同 七 年		同 八 年	
	男	女	男	女
	六六三	三八五	一八、五五三	一〇三、二四三
	一、五〇三	七二	三、五五三	四九一
	九	三三二	一〇四	五七五三
	六七二	六三四	四、六九四	八八二
	一、一八	二六	二七三	三三、五三三
	三、一七〇	一、四一四	三三、二五三	一、一七〇

移民渡航者年齢別及男女別

往年の布哇及北米移民と最近の伯國移民を比較するに前者は出稼單獨移民を其の特徴とし、後者は定着家族移民たるを其の特色としてゐるが、此の事實は次の表が之を實證してゐる。

移民渡航者年齢別及男女別表 (太字は各年別總計に對する百分比)

年 次	二十歳以下		二十歳以上三十歳以下		三十歳以上		計	總計
	男	女	男	女	男	女		
自明治三十二年	三八、八五九	七、九四五	七、三六二	一、六四九	四〇、九六六	六、三五三	四七、三一九	一、八四、一七二
至同四十年		二、六〇〇		四、八〇〇		六、三〇〇	二、六〇〇	一〇、〇〇〇
自同四十二年	三六、六三四	二、九八八	三、八七五	三、六〇五	七、四八〇	五、一〇四	一二、五八四	一、八四、一七二
至大正十年		三、二〇〇		三、五〇〇		六、七〇〇	三、二〇〇	一〇、〇〇〇

年次	二十歳以下		二十歳以上三十歳以下		三十歳以上		計					
	男	女	男	女	男	女						
自同十三年 至昭和九年	五三、六九	三七、九三	九〇、九八	三九、五八	三、八一	六、一八九	三八、四四	一九、四五	五七、九六	三三、〇二	七九、二二	三二、〇三
自同十年	九、六三五	五四、〇六	一五、〇四	六、四九六	三、六七七	一、一七三	五、四九一	二、八九二	八、三八三	二〇、六三	二、九五	三三、五九七
至同十二年		四六%		三一%		二五%	六三%	三七%	一〇〇%			

右表中 明治三十二年—四十一年の移民は布哇及北米移民が其の大多数を占め、大正十三年以降の移民は其の大部分が伯國移民であるから、此の兩者を比較することは布哇、北米移民と伯國移民との比較となる。そこで二者を對比するに四十一年以前に於ては二十歳以下のものは總数の二割六分、女は總数の一割七分で共に甚だ低率で、單獨男子移民が多かつたこと、換言すれば出稼労働移民たることが其の特徴であつたことを示してゐる。之に對して大正十三年以後に於ては二十歳以下のものは全體の四割以上、又女は全體の三割七八分を示してゐるが、之は最近の伯國移民が老幼男女一家を擧げての家族移民たることの證と見ることも出来る。

初渡航及再渡航別移民渡航者数

毎年一、二子名の再渡航者が移民渡航者中にあるが、最近十年間の統計を示せば左の通りである。

初渡航及再渡航別移民渡航者数

年次	總数	初渡航者	再渡航者
昭和元年	一六、一八四	一三、八二二	二、三六二
同 二年	一八、〇四一	一五、七七一	二、二七〇
同 三年	一九、八五〇	一七、七四七	二、一〇三
同 四年	二五、七〇四	二三、八三一	一、八七三
同 五年	二一、八二九	二〇、六三〇	一、一九九
同 六年	一〇、三八四	九、三二六	一、〇五八
年次	總数	初渡航者	再渡航者
昭和七年	一九、〇三三	一七、八二九	一、二〇四
同 八年	一七、三一七	一六、六一七	一、〇〇〇
同 九年	二八、〇八七	二六、〇七六	二、〇一一
同 十年	一〇、八一三	九、一六八	一、六四五
同 十一年	二一、〇四〇	一九、三二二	一、七一八
同 十二年	一〇、七四四	九、二〇二	一、五四二

移民渡航者職業別

移民出發前の職業は農業が其の大部分で残の少数が商業、鑛業、工業、漁業、僕婢其他に従事せるものである。大正十三年以後の統計は尤の通りである。

移民渡航者出發前職業別

(各職業には其の從屬者を含む)

年	總數	農業	工業	鑛業	漁業	通信及運輸業	商業	僕婢料理 家事 日傭業 其他 有業者	自由業	無職業
大正十三年	一三〇九八	八、六五六	六、五九九	一九	三、八三三	一、二一一	四、三三三	一、三三七	一、四	三、三三三
同十四年	一〇、六九六	八、一三八	二、九五	七五	七、八六	三三	二、三三三	一一三	三三	八〇三
昭和元年	一六、一七四	一三、七六	六、三七	九四	五、九〇	二、九七	四、〇七	一九七	三三	九一三
同二年	一八、〇四一	一三、九三〇	八、四三	一、六七	七、三八	四、三五	三、九一	二〇三	二、九	一〇、一三
同三年	一九、八五〇	一五、四二八	四、九七	一九六	六、九一	三、一〇	七、三一	二、五三	六	一、二、八八
同四年	二五、七〇四	一八、五三二	六、九一	二、五六	一〇、三四	一、七六	一、五、四三	二、九四	一〇、六	二、五、二〇
同五年	二一、八三九	一三、九八〇	一〇、六四	三、九八	一、二、五二	三、三六	一、五、一〇	三、一〇	五、七	二、五、九七

自大正十三年
至昭和五年
渡航目的別本邦人海外渡航者員數表(移民、非移民を含む)

年別	公用	修学 研究	農業	商業	漁業	視察 遊歴	再渡航	再渡航者 以同伴又 は呼寄 家族	工業	自由業	交通業	家内 労働	雜	總計
大正十三年	九三五	六九〇	一七七六	二七一三	二〇一	二〇五七	七九一六	六四〇三	五〇八	一五三	一八五	二八四	三、二二一	二七、〇三三
同十四年	一〇九五	六六〇	五九七二	二八四七	六四九	二、三三四	三七一三	三、〇七七	二二七	二七〇	三三	三三二	一、〇九九	二二、一七六
昭和元年	九七六	七四六	九九五五	三、三九二	七〇八	三、九六三	四、一〇七	三、五五六	二四〇	三七四	七三	三九五	一、二三四	二八、六一八
同二年	二、三四五	八五八	一、七五五	三、五九九	四三八	三、五六	三、九四九	三、四〇三	六七二	三五八	四一	三七九	一、四七五	三、二一七
同三年	一、一一五	六七三	二、七三三	三、七八六	一、〇二六	四、〇八八	三、八二四	四、八二〇	九九五	四三四	九三	四三二	一	三、四〇八

同六年	一〇、三八四	一九、〇三三	一三、〇六八	一八一	六六一	七三七	四三二	一、〇六三	一〇四	二三四	五三	一五八二
同七年	二七、三一七	二四、一七六	一〇三	一〇五一	三七九	四三二	一、〇六三	一〇四	二三四	五三	一五八二	
同八年	二七、三一七	二四、一七六	一〇三	一〇五一	三七九	四三二	一、〇六三	一〇四	二三四	五三	一五八二	
同九年	二八、〇八七	二四、一〇五	一八一	一、〇五三	六三四	二七	一、〇三一	九四	三三	五三七	五三三	
同十年	一〇、八一三	七、三九五	一九八	三三一	八三三	一〇	九六〇	九四	三三	五三七	五三三	

自昭和六年
至昭和十年

目的別移民渡航者數

年別	昭和六年	同七年	同八年	同九年	同十年
農業	六九九三	一六〇五	二四〇六	二五九七	七三五
漁業	五三〇	三三四	三三四	六七九	八三三
鑛業	六五九	一〇五三	一〇八九	四九七	三三一
製造工業	六〇	三三	二八	五五	九四
土木建築業	八五	四一	四八	七一	一〇六
運輸交通業	六	四	一三	三〇	七
商業	九三五	七九四	一〇四九	九〇七	九六〇
理髮業	四一	三二	一	三〇	四三
洗濯業	二八	一四	一	二七	五九
家事使用人	一一二	六〇	七三	七〇	一〇〇
雜	九三五	五七三	六一五	一七四六	一〇〇六
總計	一〇,六一四	一九,〇二八	二七,三二七	二八,〇八七	一〇,八一三

年別	同四年	同五年
公用	八九八	一一八四
修學研究	七六五	六七五
農業	一六,九四〇	一七,五二八
商業	四,三八七	五,七二六
漁業	六三八	三三一
視察遊歴	四六六	五五三
再渡航	三,〇六六	一
再渡航者 以同伴又 以同族	五,〇九八	一
工鑛業	一〇,四五	一七六八
自由業	四八〇	五四四
交通業	九六	三八三
家内勞働	二六三	五七八
雜	一	三二一八
總計	三七,九九〇	三八,三七八

在外本邦内地人数

在外本邦内地人数は昭和十三年十月一日現在外務省調によれば、関東
 州南洋委任統治領を除けば一、一七二、四二三人、同地域を含めるとき、一、四二二、一五八人
 に達する。

先づ明治三十七年以降、洲別在外内地人数を示せば左の通りである。

洲別在外本邦内地人数 (明治三十七年—昭和十三年閏東州、南洋群島を除く)

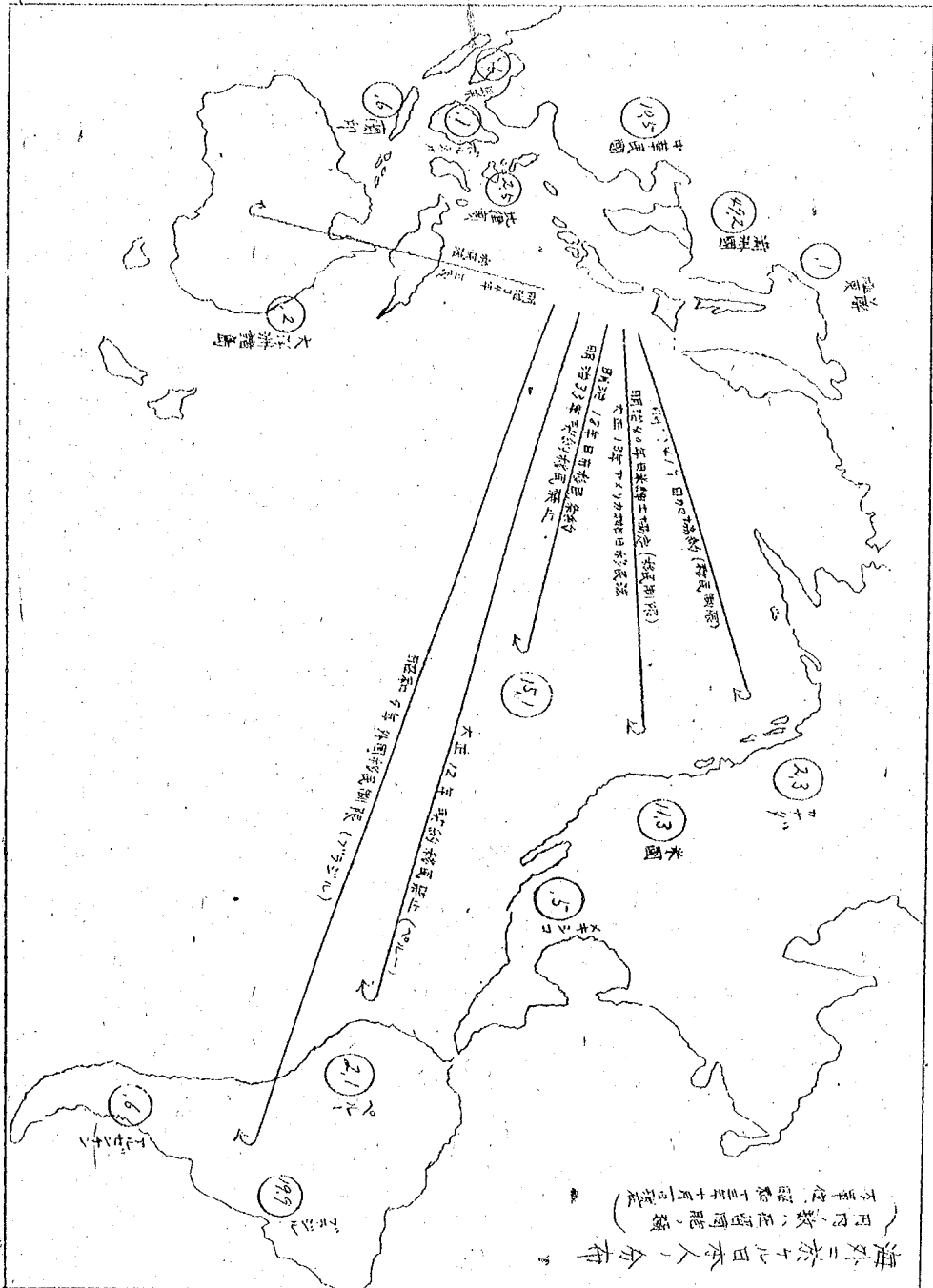
大正十三年迄は毎年六月一日現在、以降は十月一日現在

(外務省調査に據る)

年 度	總 数	アジ ア 洲	北アメリカ洲	南アメリカ洲	大洋洲	ヨーロッパ洲	アフリカ洲
明治三十七年	一三八、五九一	一五、五〇二	一、一七、二〇〇	一、九五二	三、四六九	四六八	不詳
同 四十二年	二二三、一八九	一、四、五〇〇	一、五、三三三	七、八〇二	三、九六〇	一、〇九一	不詳
大正三年	三〇九、八〇二	一、四二、七一一	一、八三、五四〇	二、四、五六八	六、六六一	一、二三一	不詳
同 九年	四七〇、四〇一	不詳	二、五、〇八二	四、五、三三四	五、五四八	一、三五一	四七
同 十三年	五〇三、三九三	一、六、八五五	二、七、三五三	五、九、三三三	三、八七九	三、八〇四	四九

年 度	總 数	アジヤ洲	北アメリカ洲	南アメリカ洲	大洋洲	ヨーロッパ洲	アフリカ洲
同 十 四 年	五三三、七四八	一六九、一五七	二七八、五三三	六八、六八五	三、八八三	三、四三四	六、四
昭 和 元 年	五三九、〇三七	一七四、一一四	二八一、四四一	七六、三四四	三、七五二	三、三六〇	六、七
同 三 年	五七〇、八八四	一八二、六四四	二九一、二四〇	九〇、一七七	三、五七〇	三、一七〇	八、五
同 三 年	五九六、八四八	一九一、五九七	二九四、九九七	一〇三、五五〇	三、六二六	二、九九二	八、六
同 四 年	六三六、九四一	一九九、七五八	二九七、六五一	一三三、五七八	三、五三四	三、三一四	一、一六
同 五 年	六〇五、四七一	不 詳	二四一、二九五	一四九、二五〇	不 詳	三、六九六	六、九
同 六 年	六三五、二六五	二〇五、七七七	二六八、四四七	一四八、六七八	不 詳	三、六九六	一〇、四
同 七 年	六七三、二六六	二二八、三〇八	二六九、二八五	一六七、二九五	三、五四八	三、七七八	一、五二
同 八 年	七四九、一五八	二七七、一三〇	二七三、三六五	一九一、九四五	二、六七六	三、八八六	一、五五
同 九 年	八七二、八一四	三三九、九九八	三一八、六〇三	二〇八、二〇〇	二、八五二	三、九一八	二〇、一
同 十 年	九三七、九七〇	四一九、九七八	二八三、八八六	二二七、九四〇	三、〇七二	三、八八二	二一、二
同 十 一 年	九九七、一五	四七七、六三〇	二八三、九七六	二二九、四六五	三、二〇五	三、六三九	二一、〇

同	同
十三年	十二年
一、一七、四三三	一、〇四三、六七一
六四三、三二五	五一四、六三五
二、八七、八一六	二、九三、五〇一
三、三六、五九二	二、二八、四一八
一、八九六	三、〇二六
二、五七七	二、八九三
二一七	一九八



次に在留國別本邦内地人数けの通りである。

在留國別本邦内地人数

(昭和十三年)(外務省調による)

海外各地	二、一七一、四二三	昭和十三年
樺東露領	一、五二四	
滿洲國	四九三、九四七	
中華民國	一〇、五三三	
香港及澳門	五八四	
シヤム	五二二	
佛領印度支那	二三四	
英領馬來、北ボルネオ、サラワク	七、四〇二	
シリヤ	一三	

イラン	四〇	昭和十三年
英領印度、セイロン	一、四〇〇	
蘭領東印度	六、四六九	
比律賓及グアム	二、五八四	
濠洲、新西蘭、大洋洲、諸島	一、八九六	
米國本土	一、一三五七	
布哇	一、五一、一九九	
加奈陀	二、六〇四	
メキシコ	五、〇二五	

サ ル バ ド ル	九	昭 和 十 三 年
玫 馬	六 七 二	
パ ナ マ	三 五 一	
コ ロ ン ビ ヤ	二 八 九	
ウ エ ネ ズ エ ラ	二 五	
秘 露	二 一 、 五 〇 三	
ボ リ ビ ア	八 七 五	
チ リ	六 九 五	
伯 國	一 九 九 、 八 八 〇	
ア ル ゼ ン チ ン	六 六 五 九	
パ ラ グ ア イ	五 二 〇	

ウ ル グ ア イ	八 九	昭 和 十 三 年
歐 洲 諸 國	二 五 七 七	
エ ジ プ ト	七 三	
南 阿 聯 邦	四 三	
英 領 東 ア フ リ カ	七 五	
佛 領 ア ル ジ エ リ ー	一	
佛 領 モ ロ ッコ	二	
エ チ オ ピ ア	四	

在外邦人の内地送金

海外在住邦人の内地送金の多寡は一面在外邦人の経済的活動状況を知る重要な資料たると同時に他面國際貸借に於ける貿易外收支計算の重要な一項目であるが、外務省調による昭和十年迄数年間の統計を示せば尤の通りである。

海外在住邦人内地送金額調(國別)

單位千円

在留地	年別		總額
	昭和	和	
加奈陀	一、二六六	一、〇三八	二、〇四一
ブラジル	一、三四九	一、六三三	二、〇八二
滿洲國	三、三三一	一、二〇九	四、五四〇
布哇	三、七九	四、一四八	七、九三七
米國	七、六六六	八、五四八	一五、二一四
總額	二〇、四四一	二〇、五三一	四〇、九七二
	昭和十年	昭和九年	昭和八年
	昭和七年	昭和六年	昭和五年
	昭和四年	昭和三年	昭和二年
	昭和元年		總計

在留地	年別	
	昭和	昭
ベールー	九二七	八〇八
比律賓	八五七	一〇〇一
中華民	六九六	四三二
メキシコ	二八五	二一五
濠洲	二六八	二八〇
蘭印	二五〇	二六六
アルゼンチン	三二〇	三〇七
英領馬來	一九八	四九四
其他	四五三	四一〇
	七三九	七二七
	六九七	六九八
	四九七	四九七
	五二〇	五二〇
	五三三	五三三
	九二九	九二九
	七三八	七三八
	六七〇	六七〇
	六二六	六二六
	七五三	七五三
	六九七	六九七
	八八七	八八七
總計	六九七	六九七

海外在留邦人内地送金額調（主要府縣別）

單位 千圓

	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	計
總額	二〇、四四一	二〇、五三一	二〇、三〇六	二〇、二九八	一八、六〇八	一〇〇、一八四
廣島縣	三、五七九	三、九三五	四、二八四	五、五〇七	五、三四二	二二、六四七
沖繩縣	二、五一四	二、四一六	二、〇八三	一、六七一	九四五	九、六三九
和歌山縣	二、三三二	二、六五三	三、一一五	二、三八五	二、一四四	一、六三九
福岡縣	一、三九四	一、七一一	一、四〇九	一、七六六	一、一八一	七、四六五
山口縣	一、二八五	一、二七九	一、九八九	二、二五二	三、一三一	八、九三六
熊本縣	一、一〇八	一、一八八	九〇五	九二三	六二二	四、七三六
岡山縣	九〇八	八六九	一、一三〇	一、〇五九	八六〇	四、八一六
其他	七、三二一	六、三九七	六、四〇二	四、七三五	五、三九三	三〇、二四八

以上

